

神奈川県監査委員公表第4号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成31年3月12日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 高岡香
 同 太田眞晴
 同 国吉一夫
 同 高橋稔

1 措置の対象となった監査の結果

平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち公安委員会分2箇所に係る2事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|---------|---------------------------|---|---|
| 警務部警務課 | 平成30年8月7日（平成30年6月27日職員調査） | （不適切事項） 庶務事務において、月の途中で無給休職から復職した職員に対する通勤手当日割額1件、3,200円の支給が三月を超えて遅れていた。 | 不適切事項については、担当職員ほか関係職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、確認の機会を増やすとともに、複数職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 |

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

| 監査実施箇所名 | 監査実施日 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|-------------|---------------------------|---|---|
| 神奈川県川崎臨港警察署 | 平成30年6月8日（平成30年4月18日職員調査） | （不適切事項） 物品管理事務において、寄附により取得した掛地図1点（価格64,800円）について、備品台帳への記録や物品管理票の作成など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。 | 不適切事項については、会計管理システムへの登録及びその後の管理手続を担当者が失念していたことによるものであり、平成30年4月18日に登録及び手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、物品の取得があった場合には速やかに登録及び管理手続を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 |